

# 令和8年度 建設工事発注機関等 労働災害防止連絡会議

---

令和8年度における建設業の  
安全衛生対策の推進について



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

浦河労働基準監督署

For people, for life, for the future



# 説明のポイント

- 1 建設業の労働災害発生状況
- 2 第14次労働災害防止計画
- 3 建設業の安全衛生対策の推進
- 4 その他参考事項





# 1 建設業の労働災害発生状況

## ■ 業務別労働災害発生状況

令和7年1月1日～令和7年12月31日(確定値)

区分 業種別		令和7年確定値			令和6年確定値			対前年		業種割合 (%)
		死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率 (%)	
浦河労働基準監督署	全産業計	2	160	162	1	192	193	-31	-16.1	100.0
	製造業	2	4	6		9	9	-3	-33.3	3.8
	建設業		9	9		11	11	-2	-18.2	5.8
	林業		1	1		5	5	-4	-80.0	0.6
北海道労働局	全産業計	49	7,730	7,779	48	8,585	8,633	-854	-9.9	100.0
	製造業	6	1,103	1,109	7	1,114	1,121	-12	-1.1	14.3
	建設業	15	781	796	18	834	852	-56	-6.6	10.2
	林業	5	64	69	4	75	79	-10	-12.7	0.9

労働者死傷病報告(休業4日以上)による



# 1 建設業の労働災害発生状況

## ■ 業務別労働災害発生状況

令和8年1月1日～令和8年5月31日(速報値)

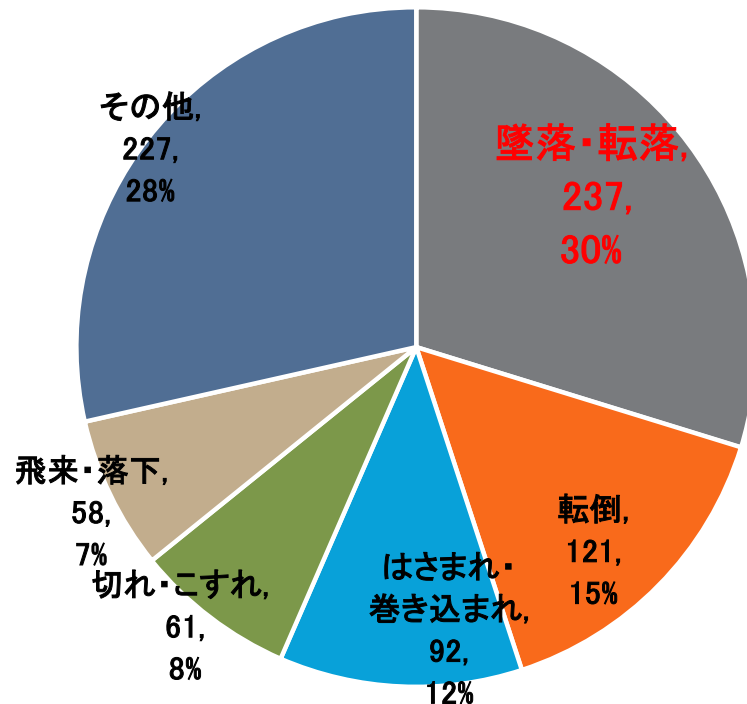
区分 業種別		令和8年			令和7年			対前年		業種割合 (%)
		死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率 (%)	
浦河労働基準監督署	全産業計	1	70	71	1	50	51	20	39.2	100.0
	製造業		3	3	1	1	2	1	50.0	4.2
	建設業	1	5	6	3	3	3	3	100.0	8.5
	林業		1	1				1		1.4
北海道労働局	全産業計	15	2,492	2,507	26	2,644	2,670	-163	-6.1	100.0
	製造業	2	369	371	2	363	365	6	1.6	14.8
	建設業	5	233	238	8	243	251	-13	-5.2	9.5
	林業		19	19	5	28	33	-14	-42.4	0.8

労働者死傷病報告(休業4日以上)による

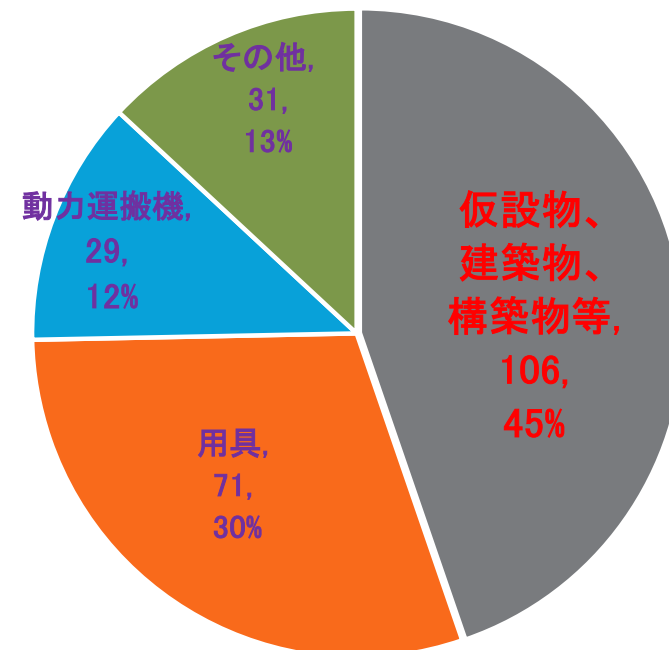


# 1 建設業の労働災害発生状況

令和7年に北海道内で発生した建設業での労働災害796件の事故の型内訳



令和7年に北海道内で発生した建設業での墜落災害237件起因物内訳



- ◆ 3割が**墜落・転落**による災害である。
- ◆ 墜落・転落災害のうち約4割が「**仮設物、建築物、構築物等**」からの**墜落・転落**である。
- ◆ 3割が「**用具**」(主としてはしご・脚立等)からの墜落・転落
- ◆ 動力運搬機による事故は主に**トラック**からの墜落・転落

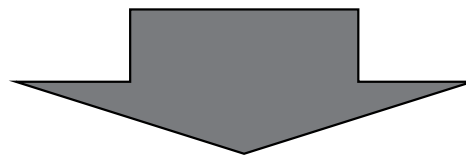


# 1 建設業の労働災害発生状況

令和7年 建設業の死傷災害(高年齢労働者)  
※ 浦河労働基準監督署管内について

	60歳以上	60歳未満	総計
死傷者数	4	5	9
割合	44.4%	55.6%	100.0%

高年齢労働者が被災する割合が高い



高年齢労働者への配慮が必要



## 2 第14次労働災害防止計画

### ◆ 計画期間

2023(令和5)年度から2027(令和9)年度までの5か年計画

### ◆ 計画のねらい(北海道労働局版)

- ◆ 労働者等の関係者が安全衛生対策について**自分の責任を認識**したうえで取り組むこと。
- ◆ 安全衛生に取り組む**事業者が社会的に評価される環境**を作り出すこと。

### ◆ 計画の目標(北海道労働局版)

- ◆ 死亡災害を10%以上減少させる。
- ◆ 死傷災害を減少に転じさせる。

※ どちらも2022(令和4)年との比較



## 2 第14次労働災害防止計画

- ◆ 計画の目標(北海道労働局版・建設業について)
  - ◆ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%(総合建設業については90%)以上とする。
  - ◆ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(令和2年3月16日付け基安発0316第1号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。)に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組(安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等)を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。



# 2 第14次労働災害防止計画

## 第14次労働災害防止計画の4年目に向けて

計画の目標 2027(R9)年の死亡災害及び死傷災害を次のとおりとする

- 死亡災害 2022(R4)年と比較して10%以上減少\*
- 死傷災害 2022(R4)年と比較して減少に転じさせる\*



第14次本文

※新型コロナウイルス感染症によるものを除く

### 死亡災害及び死傷災害の状況

第14次労働災害防止計画の3年目であった令和7年の災害発生状況は、新型コロナウイルス感染症によるものを除き、死亡災害は49人と3年目の目標(47人)を超えました。また、死傷災害は7,391人と前年より増加し、3年目の目標(7,144人)を達成できませんでした。

死亡災害の業種別発生状況では建設業が15人と最も多く、次いで製造業、陸上貨物運送事業のそれぞれが6人、林業、商業のそれぞれ5人が続きます。事故の型別発生状況では、墜落、転落13人が最多であり、次いでははさまれ、巻き込まれ11人、交通事故(道路)10人となっています。

死傷災害の業種別発生状況では、発生割合が高い順に商業1,172人(15.9%)、製造業1,108人(15.0%)、保健衛生業1,020人(13.8%)、陸上貨物運送事業819人(11.1%)、建設業796人(10.8%)となっています。また、事故の型別発生状況は、主なもの、転倒2,473件(33.5%)、動作の反動、無理な動作1,176件(15.9%)、墜落、転落1,080件(14.6%)、はさまれ、巻き込まれ679件(9.2%)となっています。



### 計画の重点事項ごとのアウトカム指標の状況

#### 建設業における労働災害防止対策の推進

建設業  
アウトカム指標  
死亡数を2022年と比較して20%以上減少させる

建設業における死亡数は15人と目標を達成しました。事故の型別内訳は墜落、転落8人、はさまれ・巻き込まれ2人、転倒、崩壊・倒壊、高温・低温の物との接触、有害物等との接触、交通事故(道路)がそれぞれ1人でした。墜落、転落災害のうち、半数の災害は操縦していた建設機械や動力運搬機ごと路肩から転落したものです。高所からの墜落・転落災害防止対策に加え、建設機械等の路肩からの転落防止対策についても徹底する必要があります。



社会福祉施設  
アウトカム指標  
腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して減少させる

社会福祉施設における腰痛は109人であり、死傷年千人率は0.60と目標(0.40)を上回りました。ノーリフトケアを導入している事業場の割合は前年より増加しています。引き続き、ノーリフトケアの導入を推進し、腰痛防止対策に取り組むほか、身体機能の保持を進めていく必要があります。(社会福祉施設に関する死傷年千人率の算出には令和3年経済センサスを使用しています)



#### 高齢労働者に係る労働災害防止対策の推進

高齢労働者  
アウトカム指標  
60歳以上の死傷年千人率を男女ともに2027年までにその増加に歯止めをかける

60歳以上の死傷数は2,518人(34.1%)と年代別では最多です。事故の型別の発生状況では、主なもの、転倒1,175人(46.7%)、墜落、転落419人(16.6%)、動作の反動、無理な動作287人(11.4%)です。高齢者の労働災害防止のための指針の周知及び当該指針に基づく対策を推進していく必要があります。



#### 外国人労働者に係る労働災害防止対策の推進

外国人労働者  
アウトカム指標

死傷者は252人と前年を6人上回り、死傷年千人率は4.91と目標値を1.84ポイント上回っています。業種別では主なもの、畜産業74人(29.4%)、製造業60人(23.8%)、建設業39人(15.5%)です。また、在留資格別では技能実習78人(31.0%)、特定技能68人(27.0%)となっています。やさしい日本語や母国語による安全衛生教育を通じ、安全な作業手順の徹底を図る必要があります。

外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする。



#### 転倒災害に係る労働災害防止対策の推進

転倒  
アウトカム指標

転倒災害は2,473人(33.4%)と事故の型別では最も多く発生しており、全体の死傷年千人率は1.04と目標値を0.07ポイント上回っています。特に60歳以上の女性労働者の死傷年千人率は他の年代、性別に比べて高くなっています。業種別では主なもの、小売業425人(17.1%)、社会福祉施設278人(11.2%)、清掃・畜産219人(8.9%)、食料品製造業199人(8.0%)、道路貨物運送業185人(7.5%)が発生しています。引き続き高齢労働者対策とも連動し、ハード面、ソフト面からの対策を推進していく必要があります。

転倒の年齢層別死傷年千人率を男女とも増加に歯止めをかける



#### 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業  
アウトカム指標

死傷者は819人と前年より40人減少し、3年目の目標値(828人)を下回りました。事故の型別では主なもの、墜落、転落205人(25.0%)、動作の反動、無理な動作133人(16.2%)、転倒124人(15.1%)が多く発生しています。墜落・転落災害のうち、荷役作業中のものは、17.8%を占め、トラックを起因物とする墜落、転落災害は11.0%に上ります。荷役ガイドラインを中心に荷役作業中の災害防止対策、特にトラックからの墜落、転落対策を重点的に推進する必要がありますが、そのためには荷主の協力も必要となります。

死傷者を2022年と比較して5%以上減少させる

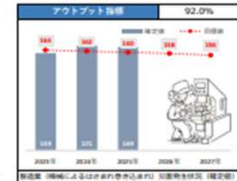


#### 製造業における労働災害防止対策の推進

製造業  
アウトカム指標

製造業全体の死傷者は1,108人と前年同期より12人増加しています。食料品製造業が545人と製造業全体の49.2%を占めており、次いで金属製品・機械器具製造業が198人(17.9%)、木材・家具製造業92人(8.3%)となっています。機械による「はさまれ、巻き込まれ」の死傷者は169人と3年目の目標値(160人)を上回りました。外国人労働者が多く就労する業種でもあり、設備対策に併せて安全教育についても徹底を図り、機械による「はさまれ、巻き込まれ」防止対策を推進していく必要があります。

機械による「はさまれ、巻き込まれ」の死傷者を2022年と比較して5%以上減少させる

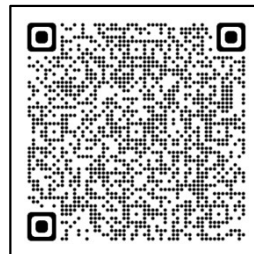
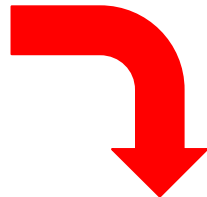


#### 林業における労働災害防止対策の推進

林業  
アウトカム指標

死傷者は69人と3年目の目標値(78人)を達成し、前年より10人減少しています。事故の型別では主なもの、激突19人(27.5%)、飛来、落下9人(13.0%)、転倒7人(10.1%)、切れ、こすれ7人(10.1%)が発生しています。起因物別では立木等24件(34.8%)、一般動力機械7件(10.1%)、チェーンソー6件(8.7%)となっています。伐木作業に関連した災害が多いため、引き続きチェーンソーによる伐木作業ガイドラインに基づく対策を進める必要があります。

林業の死傷者数を2022年と比較して5%以上減少させる



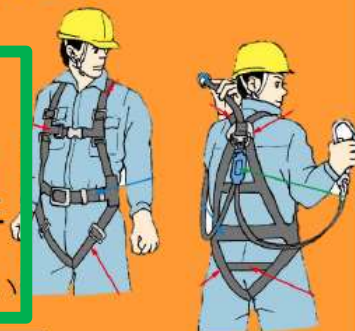


# 3 建設業の安全衛生対策の推進 墜落制止用器具の適切な使用

墜落制止用器具を製造、輸入、使用、販売する皆様へ

令和4年1月2日からは  
**墜落制止用器具**

をご使用ください



## 主な変更点

①安全帯の名称を「墜落制止用器具」に変更

※性能基準も変更となったため、安全帯として使用していたものは原則使用することができません。

安全帯

墜落制止用器具

胴ベルト型（一本つり）



胴ベルト型（一本つり）

胴ベルト型（U字つり）



フルハーネス型（一本つり）



フルハーネス型（一本つり）

②フルハーネス型の使用が原則は



※ただし、高さが  
**6.75m以下**の場合  
は「胴ベルト型  
（一本つり）」を  
使用できます。

③特別教育の義務付け

以下のいずれにも該当する業務を行う場合は特別教育を受講してください。

- 1.高さが2 m以上の箇所
- 2.作業床を設けることが困難なところ
- 3.フルハーネス型のものを用いて行う作業（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

墜落制止用器具を製造、輸入、使用、販売する皆様へ

墜落制止用器具の規格第9条に基づく

# 「適切な表示」※

の有無をご確認ください。

「墜落制止用器具の規格」に基づく表示の例

※最低限以下の項目が表示されているものを言います。

墜落制止用器具  
本体

種類：フルハーネス型又は胴ベルト型  
製造者名：〇〇社  
製造年月：20〇〇年〇月

ショックアブ  
ソーバ

種別：第一種又は第二種  
最大自由落下距離：〇.〇m  
使用可能な重量：〇〇kg  
落下距離：〇.〇m

「適切な表示」が無いものは、  
必要な性能を有していないおそれがあり、  
**法令違反**となります。  
販売及び使用は絶対にしないでください。

墜落制止用器具の取扱いに係る詳細はこちらをチェック！



# 3 建設業の安全衛生対策の推進

## 足場の点検、一側足場の使用範囲の明確化



### 1 一側足場の使用範囲が明確化されます 安衛指第561集、第02（新設） **R6.4.1 施行**

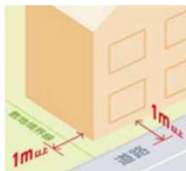
令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所<sup>※</sup>において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

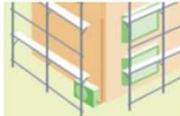
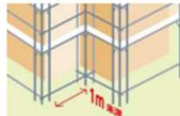


※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

#### ● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。



#### ● 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

- 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき 
- 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき 
- 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい積材、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき 
- 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる時 

※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

#### <留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ、分かりやすくするため足場は簡略化して表示しています。

### 2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります 安衛指第567集、第055集 **R5.10.1 施行**

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

#### ● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

#### ● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
  - 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
  - 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
  - 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者
- 等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

### 3 足場の組立て等後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります 安衛指第567集、第055集 **R5.10.1 施行**

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に2で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

#### <留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

### 3 建設業の安全衛生対策の推進

悪天候時に規制のある作業及び悪天候時・天災等に点検等が必要な作業(抜粋)



悪天候時に規制のある作業	強風	大雨	大雪
型枠支保工の組立て等の作業の禁止(則245)	●	●	●
造林等の作業の禁止(則483)	●	●	●
鉄骨の組立て等の作業の中止(則517の3)	●	●	●
鋼橋架設等の作業の中止(則517の7)	●	●	●
木造建築物の組立て等の作業の中止(則517の11)	●	●	●
コンクリート造の工作物の解体等の作業の中止(則517の15)	●	●	●
コンクリート橋架設等の作業の中止(則517の21)	●	●	●
高さ2m以上の箇所での作業の禁止(則522)	●	●	●
足場の組立て等の作業の中止(則564)	●	●	●
作業構台の組立て等の作業の中止(則575の7)	●	●	●
クレーン作業の中止(ク則31の2)	●		
クレーンの組立て等の作業の禁止(ク則33)	●	●	●
移動式クレーンの作業の中止(ク則74の3)	●		
土石流の急迫した危険があるときの退避(則575の13)	—	—	—

「則」とは、労働安全衛生規則、「ク則」とは、クレーン等安全規則をいうこと。

悪天候時・天災等に点検等が必要な作業	強風	大雨	大雪	暴風	中震以上の地震
明かり掘削における地山の点検(則358)		●			●
土止め支保工の点検(則373)		●			●
足場の点検(則567)	●	●	●		●
作業構台の点検(則575の8)	●	●	●		●
クレーンの逸走防止、ジブの損壊防止(ク則31, 31の3)	●				
屋外のクレーンの点検(ク則37)				●	●
移動式クレーンの転倒防止(ク則74の4)	●				

1 「強風」とは、10分間の平均風速が毎秒10m以上の風を、「大雨」とは一回の降雨量が50mm以上の降雨を、「大雪」とは一回の降雪量が25cm以上の降雪をいうこと。

2 「強風、大雨、大雪等の悪天候のため」には、当該作業地域が実際にこれらの悪天候となった場合のほか、当該地域に強風、大雨、大雪等の気象注意報または気象警報が発せられ悪天候となることが予想される場合を含む趣旨であること。

3 「暴風」とは、瞬間風速が毎秒30メートルをこえる風をいうこと。

4 「中震以上の地震」とは、震度階級四以上の地震をいうものであること。



# 3 建設業の安全衛生対策の推進 はしご・脚立からの墜落・転落防止対策

## はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

### 作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

#### 「労働安全衛生規則」で定められている事項

##### 移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」  
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

## 脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

### 作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

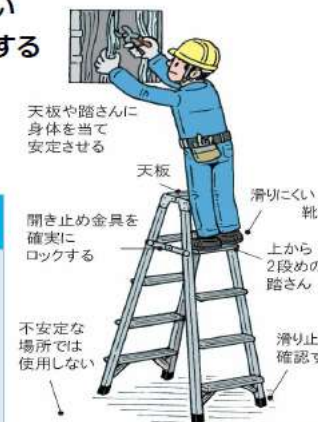
確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する (3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

#### 「労働安全衛生規則」で定められている事項

##### 脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



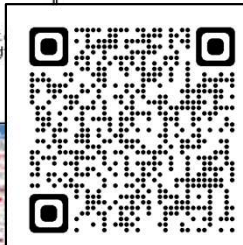
高さ2m以上の作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」  
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)





# 3 建設業の安全衛生対策の推進 高年齢労働者等の労働災害の防止

## エイジフレンドリーガイドライン (高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

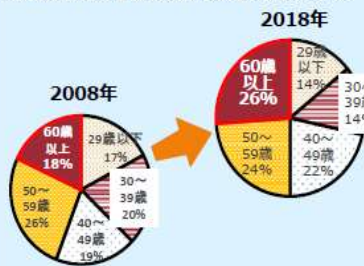
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死者数では60歳以上の労働者が占める割合は26% (2018年) で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

<年齢別死傷災害発生状況(休業4日以上)>



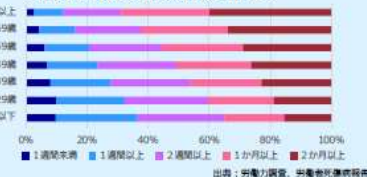
高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

中小企業事業者の皆さまへ

令和8年度(2026年度)版

## 「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。
- 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
- 申請の前に、**本リーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aもご確認ください。** →



補助金申請受付期間 令和8年5月20日(水)~10月31日(土)

ただし、専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日(月)

[注意] 予算額に達した場合は、受付期間の途中でであっても申請受付を終了することがあります。

次のいずれも満たす中小企業事業者が対象です(中小企業事業者の範囲は5ページの【参考】を参照)。

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること

### I 専門家総合対策コース(職場環境改善・運動指導等) 以下の第1段階と第2段階に分かれた申請となります。

#### 第1段階

A.労働安全衛生に係る専門家によるリスクアセスメントの実施

#### 【補助対象】

労働安全衛生に係る外部専門家による、高年齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費  
補助率: 4/5  
上限額: 100万円  
(B、Cの間接補助金額を含む)  
(消費税を除く)

※外部専門家の代わりに、自社の安全衛生担当者によるリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえて、右記の第2段階の申請から行うことも可能です(その場合は第1段階の申請は不要です)。

第1段階の申請期間は、令和8年8月31日までにとなっております。ご注意ください。



#### 第2段階

B.リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策(熱中症対策は除く)

#### 【補助対象】

リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費(対象の高年齢労働者(役員、派遣労働者を除く)が補助対象に係る業務に就いていること。)  
補助率: 1/2  
上限額: 100万円(A、Cの間接補助金額を含む。)  
(消費税を除く)

#### 第2段階

C.リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防のための運動指導等の取組

#### 【補助対象】

リスクアセスメント結果を踏まえた労働者の身体機能低下による転倒や腰痛を防止するため、専門家等による身体機能のチェック及び運動指導等に要する経費(役員、派遣労働者を除く労働者に対する取組に要する経費に限ります。)  
補助率: 1/2  
上限額: 100万円(A、Bの間接補助金額を含む)  
(消費税を除く)

### II 熱中症対策コース

【補助率: 1/2 上限額100万円(消費税を除く)】

#### 【補助対象】

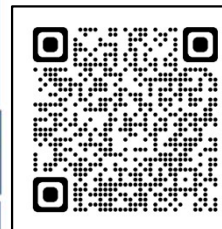
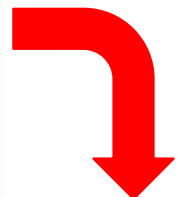
暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置・装備の導入に要する経費

### III コラボヘルスコース

【補助率: 3/4 上限額30万円(消費税を除く)】

#### 【補助対象】

コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組(保険者への健康診断結果のデータ提供を含む)に要する経費





# 4 その他参考事項

## 労働安全衛生法等の改正

事業主・労働災害防止団体の皆さま

### 労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

#### 1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

##### (1) 注文者等の配慮 R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

##### (2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 R8.4.1施行

《特定》元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。  
また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

##### (3) 業務上災害報告制度の創設 R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。  
報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

##### (4) 個人事業者等自身への義務付け R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。



#### (3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1施行

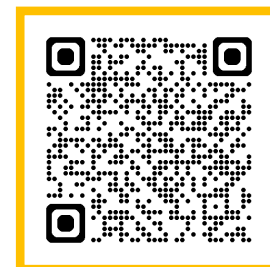
個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。  
報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

#### (4) 個人事業者等自身への義務付け

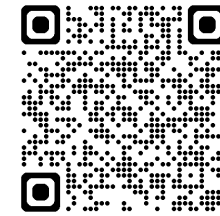
R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に報告してください。  
【労働安全衛生規則第97条】



# 4 その他参考事項 労働安全衛生法等の改正



## (5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け

R9.4.1施行

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

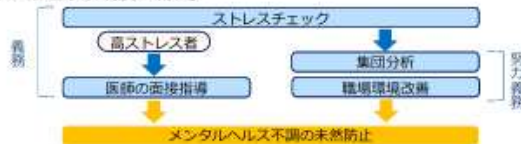
## 2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】



## 3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

### (1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



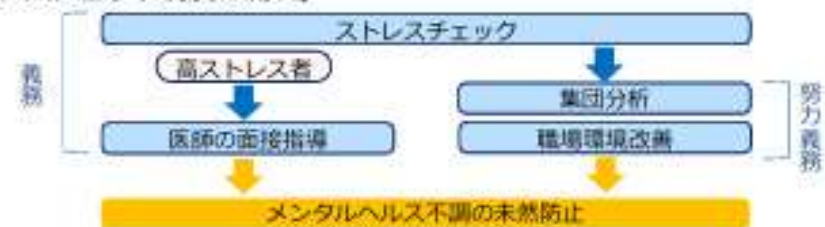
## 2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

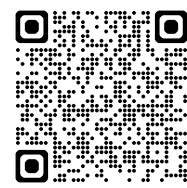
ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】






令和10年5月までに全ての事業場に対して  
ストレスチェックの実施が義務付けられます。  
メンタルヘルス対策の推進をお願いします。





# 4 その他参考事項

## 石綿健康障害予防対策

改正前			改正後 ※下線部分が改正内容			
<p><b>レベル1</b></p> <p>石綿含有吹付け材</p> 	<p>計画届 ※十四日前</p>	<p>事前調査</p> <p>作業計画</p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>負圧隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時点検</p> <p>作業開始前の負圧点検</p> <p>等</p>	<p><b>レベル1</b></p> <p>石綿含有吹付け材</p>	<p>事前調査結果等の届出(一定規模以上の工事※1が対象)</p> <p>計画届(レベル2も計画届) ※十四日前</p> <p>事前調査 ※<u>調査方法を明確化</u> <u>資格者による調査</u> 調査結果の3年保存、現場への備え付け</p> <p>作業計画 <u>作業状況等の写真等による記録・3年保存</u></p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>負圧隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時、<u>変更時点検</u></p> <p>作業開始前、<u>中断時の負圧点検</u></p> <p><u>隔離解除前の取り残し確認</u></p> <p>等</p>
<p><b>レベル2</b></p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> 	<p>作業届 ※工事開始前</p>			<p><b>レベル2</b></p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p>		
<p><b>レベル3</b></p> <p>スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材</p> 				<p><u>けい酸カルシウム板1種※2(破碎時)</u></p> <p><u>仕上げ塗材(電動工具での除去時)</u></p> <p><b>レベル3</b></p> <p>スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p>		<p>隔離 ※負圧は不要</p>

規制の概要資料:「石綿則の改正概要資料」より引用

※1 解体部分の床面積が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事

※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種(天井、耐火間仕切壁等に使用):レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い



# 4 その他参考事項 石綿健康障害予防対策

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者（元請事業者）の皆さまへ

## 石綿（アスベスト）の事前調査は 施工業者（元請事業者）が 必ず行う必要があります！

### 有資格者による事前調査

石綿（アスベスト）が含まれているかどうかの調査（事前調査）は、「建築物」の工事（新築以外）を行う前に、有資格者に行わせる必要があります。

4.3.4 事前調査を実施する者 参照 →



※「建築物等の解体に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散削減防止対策徹底マニュアル」93～95P

「工作物」の工事の事前調査は  
**令和8年1月1日**以降着工  
の工事から有資格者に行わせる  
必要があります。

石綿総合情報ポータルサイト  
工作物石綿事前調査者 参照 →



### 事前調査結果の報告

一定規模以上の工事は、労働基準監督署と都道府県等  
に対して事前調査結果等を報告する必要があります。

パソコン・  
スマホから  
24時間報告  
可能

調査結果のほか、作業主任者の氏名や  
石綿ばく露防止措置等も報告が必要な  
場合があります。

4.3.7 都道府県等、労働基準  
監督署への報告 参照 →



※「建築物等の解体に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散削減防止対策徹底マニュアル」101～103P

### 事前調査結果の保存

事前調査の記録等を作成し、記録  
の写しを除去等の作業中に現場に  
備え付けるとともに、作業終了後  
も3年間保存する必要があります。

4.3.5 事前調査の記録等の作  
成、備え付け及び保存  
参照 →



※「建築物等の解体に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散削減防止対策徹底マニュアル」95～98P

「石綿総合情報ポータルサイト」もご覧ください！

建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置、各種マニュアル、石綿障害予防規程の概要、事前調査者の資格を取得するための講習会情報、関係行政機関のリンク先情報等、事業者・作業員・発注者や住民の皆さまに向けた様々な情報を掲載しております。



石綿総合情報ポータルサイト 検索

## 工事・作業別の規制内容の早見表

### ■工事開始前まで

規制内容	工事の種類		
	建築物	工作物	全ての解体・改修工事 鋼製の船舶
事前調査・分析調査の実施 <sup>※1</sup> 、記録の3年保存【3条】	●	●	●
事前調査に関する資格者要件【3条】	●	▲ <sup>※2</sup>	●
分析調査に関する資格者要件【3条】 <sup>※1</sup>	●	●	●
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）【4条の2】	● <sup>※3</sup>	● <sup>※4</sup>	● <sup>※5</sup>
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）【4条】	●	●	●
計画の届出（工事開始の14日前まで）【安衛法88条（安衛則90条）、5条】	● <sup>※6</sup>	● <sup>※6</sup>	● <sup>※6</sup>

- ※1 事前調査で石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、有資格者による分析調査を行う必要があるが、「石綿使用有り」と見なして分析調査を行わない場合は、法令に基づく措置を講じる必要があります。
- ※2 令和8年1月1日から施行されるが、施行前も有資格者による事前調査の実施が望ましい。
- ※3 床面積の合計が80㎡以上の解体工事又は請負金額100万円以上の改修工事に限る。
- ※4 特定の工作物の解体工事又は改修工事であって、かつ請負金額100万円以上の工事に限る。
- ※5 総トン数が20トン以上の鋼製の船舶に係る解体工事又は改修工事に限る。
- ※6 次付け石綿等（レベル1建材）又は石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る。建設業・土石採取業以外の事業者においては、作業の届出（工事開始前まで）が適用。

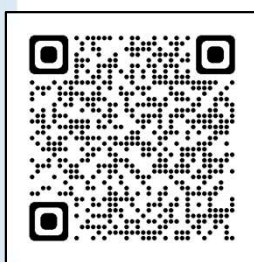
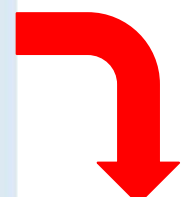


### ■工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る）

主な規制内容	工事の種類			
	次付け石綿 保温材等の 除去等 （レベル1-2）	けい酸カルシウム板第 1種の破砕 等	仕上塗材の 電動工具に よる除去	スレート板 等の成形品 の除去 （レベル3）
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示【3条】	●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施【19条、20条】	●	●	●	●
作業員に対する特別教育の実施【27条】	●	●	●	●
作業場所の隔離【6条、6条の2、6条の3】	●	●	●	●
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認【6条】	●	●	●	●
作業時は「建材を湿潤な状態に保つこと」「除じん性能を有する電動工具を使用すること」「その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置」のいずれかの措置【6条の2、6条の3、13条】	●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用【14条】	●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示【15条】	●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示【34条】	●	●	●	●
作業員ごとの作業の記録・40年保存【35条】	●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3年保存【35条の2】	●	●	●	●
作業員に対する石綿健康診断の実施【40条】	●	●	●	●

（※）表の条番号に法令名がない場合は、石綿障害予防規程、「安衛法」は労働安全衛生法、「安衛則」は労働安全衛生規則を指します。

(R6.8)





## 4 その他参考事項 石綿健康障害予防対策

### ■ 事前調査について

- 原則※<sup>1</sup>として**全ての建築物、工作物の解体等(改修含む)**が対象となる。

※<sup>1</sup>以下の作業については事前調査の必要なし。

- (ア) 除去を行う材料が、明らかに石綿の含まれていない物(木材・金属・ガラス等)で容易に取り外しが可能である等、周囲の材料を損傷させるおそれのない作業、
- (イ) 石綿の飛散する可能性がほとんどない軽微な作業
- (ウ) 既存の材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
- (エ) 国土交通省や経済産業省、農林水産省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないと確認されたもの。

- 事前調査※<sup>2</sup>は**有資格者**が行う必要がある。

※<sup>2</sup> ・特定建築物石綿含有建材調査者

・一般建築物石綿含有建材調査者

・一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部に限る)



## 4 その他参考事項 石綿健康障害予防対策

### ■ 事前調査について

- 石綿の有無の事前調査は、全ての材料について**設計図書等※1**の文書を確認した上で、当該文書のとおりであるかを現地で**目視※2**により確認する。  
⇒上記方法で石綿の有無が把握できなかった場合には、**分析調査**若しくは**石綿が含まれているとみなして**安衛法に基づく措置を講じる。

- ※1 ・設計図書等による、解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した日、使用されている建築材料の種類を確認。
  - ・使用されている建築材料のうち石綿が使用されている可能性があるものについて、石綿(アスベスト)含有建材データベース等を使用して石綿の含有の有無を確認。
- ※2 ・設計図書と異なる点がないか、現地で建築材料に印字されている製品名や製品番号等を網羅的に確認し、特定建築材料に該当する可能性のある建築材料を特定する。
  - ・書面調査及び目視調査で石綿含有の有無が把握できず、分析調査を行う場合、当該建材を採取。

- **一定規模以上の工事※3**については事前調査の結果を報告する必要があります。

- ※3 ・建築物の解体工事(当該工事に係る部分の床面積の合計が80平方メートル以上であるもの)
  - ・建築物の改修工事(当該工事の請負代金の額が100万円以上であるもの)



# 4 その他参考事項 石綿健康障害予防対策

ビル、マンション、戸建て住宅の解体・改修をご検討の皆さまへ

## 石綿対策は「皆さま」に関わる問題です

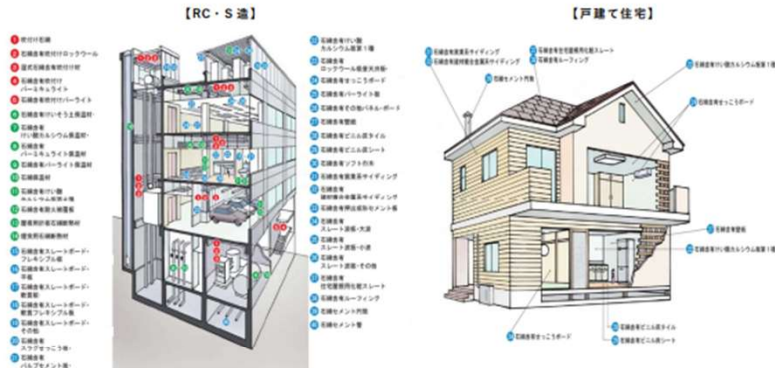
ビル、マンション、戸建て住宅の解体・改修工事を行う際は、石綿が使用されていないか事前に確認する必要があります！

### 石綿（アスベスト）とは

石綿は、吸入するとじん肺、肺がん、中皮腫などの原因となる可能性があることが知られています。2006年（平成18年）9月から製造・輸入・使用などが禁止されていますが、それ以前に着工した建築物等には防火・保温・断熱等の目的で石綿が使用されている可能性があります。こうしたことから、ビルやマンション（RC造、S造）、戸建て住宅などの建築物等の解体・改修工事を行う場合には、**工事の施工業者は石綿障害予防規則、大気汚染防止法など関係法令に定められたばく露・飛散防止措置等を講じる必要があります。**

一方で、施工業者が関係法令に定められた措置を適正に講じるためには、**工事の発注者となる建築物等のオーナーなどの皆さまにも、費用や工期等についての配慮や関係法令に定められた措置等を行っていただく必要があります。**

### アスベスト含有建材の使用部位例 国土交通省「目で見るアスベスト建材（第2版）」より引用



建築物等の解体・改修工事の発注者となる方（オーナーなど）は、工事の施工業者に対して次のような配慮、措置を行うことが義務付けられています。

発注者に求められる措置	措置の概要「石綿障害予防規則又は大気汚染防止法」
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 工事を発注する建築物等の石綿の有無の調査（事前調査）が適切に行われるよう、<b>石綿の有無を確認する上で有用な情報（設計図書、建築確認申請の副本等）を施工業者に提供する等の配慮をすること</b></li> <li>■ 石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務付けられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、<b>写真の撮影を許可する等の配慮をすること</b></li> </ul>
費用負担および工事への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>事前調査の費用及び石綿が使用されていることが明らかになった場合における石綿除去等工事に必要な費用を適正に負担するほか、工期、作業の方法に係る発注条件等について施工業者が法令を遵守して調査・工事ができるよう配慮すること</b></li> </ul>
特定粉じん排出等作業の届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材等が使用されている建築物等の解体等作業を伴う工事については発注者が地方公共団体へ作業実施届出書を提出すること</b></li> </ul>

#### 事前調査の流れ

※石綿ありとみなして、必要なく露・飛散防止対策をして工事を行う場合は、分析調査は不要です。

#### 石綿総合情報ポータルサイト 解体・改修工事の発注者向けページ

石綿に関する情報は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください！  
石綿障害予防規則の概要、法令改正のポイント、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置や、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。

#### 事前調査費用の項目例

- ・ 書面調査 ・ 現地調査 ・ 裏面確認調査 ・ 分析調査 ・ 総合調査報告書 ・ 諸経費（交通費他）

#### 【参考】適正な工事業者を選定するために

石綿の有無を適切に調査し、適法な工事を行う工事の施工業者を選ぶため、以下のような事項を工事の施工業者に確認することも重要です。

- 工事費用に、**事前調査費が計上されていること**や、石綿の調査を行う資格（建築物石綿含有建材調査者など）を持っているかを確認します。
- 事前調査終了後、**石綿事前調査結果報告書の提出**を求めましょう。石綿含有吹付け材（レベル1）、保温材等（レベル2）がある場合には、**労働基準監督署に提出した計画書の写し**を求めましょう。  
※発注者は、これとは別に、地方公共団体への作業実施届出が必要です。
- 解体・改修事後、石綿飛散防止措置が適切にとられたことを示す**作業の実施状況の記録（写真を含む）**の提出を求めましょう。
- 施工業者による石綿含有の有無の事前調査や作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるよう、**発注者は写真の撮影を許可する等の配慮**を行いましう。

#### 【参考】吹付け石綿への対応について

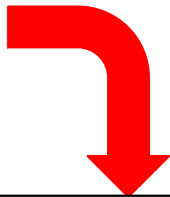
建築基準法では、建築物の最低限の安全性を確保するため、**吹付け石綿等について、増築等の改修時における除去または飛散防止措置の実施を義務付け**ています。この吹付け石綿等が施工されている建築物は解体・改修等の機会によらず、速やかに対策を行うことを推奨します。

【建築基準法において規制対象とする吹付け石綿等】

吹付け石綿  
（鉄骨材の耐火被覆）

石綿含有吹付け  
ロックウール  
（鉄骨材の耐火被覆）

建築基準法において規制対象とする吹付け石綿等に対しては、地方公共団体が調査および除去等の費用の一部を補助している場合があるので、お近くの地方公共団体にご相談ください。



## 4 その他参考事項

### 石綿健康障害予防対策【発注者が実施するべき事項】



#### ■ 施工業者への配慮義務

- 解体・改修工事を行う建築物等の石綿の使用状況等（**設計図書など**）を施工業者に通知するよう努めること。  
⇒石綿等の使用状況等に係る情報を有している場合に限る。
- 解体・改修工事を行う建築物等に石綿が使われていることが明らかとなった場合に、石綿除去等の**工事に必要な費用（契約金額）、工期、作業の方法**などの発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮すること。  
⇒発注者が契約金額等の変更をしなかった結果、施工業者が必要な石綿ばく露防止対策が講じられなかった事例
- 建築物等の解体・改修を行う事業者が発注する場合、石綿の含有の有無の**事前調査費用が計上**されていることを確認すること。

・書面調査    ・現地調査    ・裏面確認調査    ・分析調査  
・総合調査報告書    ・諸経費（交通費他） etc.

## 4 その他参考事項

### 石綿健康障害予防対策【発注者が実施するべき事項】



#### ■ 適正な工事業者を選定するためのチェックポイント【参考】

- 仮見積の段階で、**石綿調査費用**が計上されているか。
- 石綿の調査を行う資格（建築物石綿含有建材調査者など）を有しているか。（※**令和5年10月1日**以降）
- 本見積（石綿調査結果後）の段階で、**石綿事前調査結果報告書**を提出したか。
- 石綿含有吹付材（レベル1）、保温材等（レベル2）がある場合、労働基準監督署に**計画届**、自治体に**特定粉じん排出作業届**を提出したか（**工事開始14日以上前**に提出が必要。）。
- 解体・改修工事中、石綿飛散防止措置が適切にとられたことを示す**作業の実施状況の記録（写真を含む）**を残していたか（※施工業者による石綿含有の有無の事前調査や作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮を行うこと）。



# 4 その他参考事項 石綿健康障害予防対策

令和8年(2026年)1月1日以降着工の工事から、  
一部の工作物の石綿事前調査には  
**資格取得が必要になります!**

対象工事を行う方は、  
**工作物石綿事前調査者講習を受講して、**  
資格の取得をお願いします。

こんな工事も  
有資格者による調査の  
対象になります!

- プラント等の配管のメンテナンス工事
  - 電気設備(発電設備・配電設備・変電設備・送電設備)の改修工事
  - ボイラー・圧力容器の部品交換工事 など
- ※詳細は裏面をご確認ください。



既に建築物石綿含有建材調査者の資格を取得している方でも、新たに工作物石綿事前調査者の資格取得が必要になる場合があります。詳細は裏面をご覧ください。

例えば、以下のような工作物が対象となります。



有資格者による調査をせず工事を行うことは**法令違反**です!  
また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生するおそれがあります。

事前調査に資格が必要な工作物は以下のとおりです\*  
**いますぐご確認ください**

\*アスベストの使用が禁止された後に設置の工事に着手した工作物など、資格が必要なケースもあります。

既存の下記工作物の工事を行いますか?

- 反応槽
- 加熱炉
- ボイラー及び圧力容器
- 配管設備<sup>#1</sup>
- 焼却設備
- 貯蔵設備<sup>#2</sup>
- 発電設備<sup>#3</sup>
- 変電設備
- 配電設備
- 送電設備<sup>#4</sup>

いいえ

既存の下記工作物の工事を行いますか?

- 煙突<sup>#5</sup>
- トンネルの天井板
- プラットホームの上家
- 遮音壁
- 軽量盛土保護パネル
- 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- 観光用エレベーターの昇降路の囲い<sup>#6</sup>
- その他の工作物で塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修剤(シーリング材、パテ、接着剤等)の除去等の作業

はい

工作物石綿事前  
調査者資格が  
**必要**

建築物石綿含有建材調査者の資格をもっている方も、別途、工作物石綿事前調査者の資格を取得する必要があります。

はい

・工作物石綿事前調査者  
・一般/特定建築物石綿含有建材調査者  
・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者  
**のいずれかの資格が必要**

いいえ

工作物石綿事前  
調査者資格は  
**不要**

上記工作物のほか、建築物の事前調査を行う場合は、建築物石綿含有建材調査者の資格が必要です。

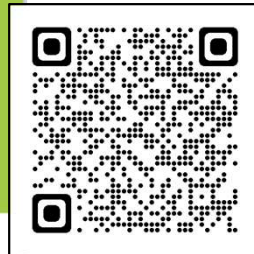
#1 建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。  
#2 設備を貯蔵するための設備を除く。  
#3 太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。  
#4 ケーブルを含む。  
#5 建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。  
#6 建築物であるものを除く。

工作物石綿事前調査者講習、建築物石綿含有建材調査者講習は、  
**登録講習機関で受講できます!**

各地の登録講習機関の情報は、石綿総合情報ポータルサイトよりご覧ください。



<https://www.shiwatan.jp/course/>





# 4 その他参考事項 熱中症防止対策の強化について

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます

職場における熱中症対策の強化について

## 熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

### 職場における熱中症による死亡災害の傾向

- 死亡災害が2年連続で30人レベル。
- 熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- 死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」

### 早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、現場において

**死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施が必要。**

### 基本的な考え方



**1** 「熱中症の自覚症状がある作業中」や「熱中症のおそれがある作業を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業中への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場出張や（ビデオ）の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めます。

**2** 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業中への周知

対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

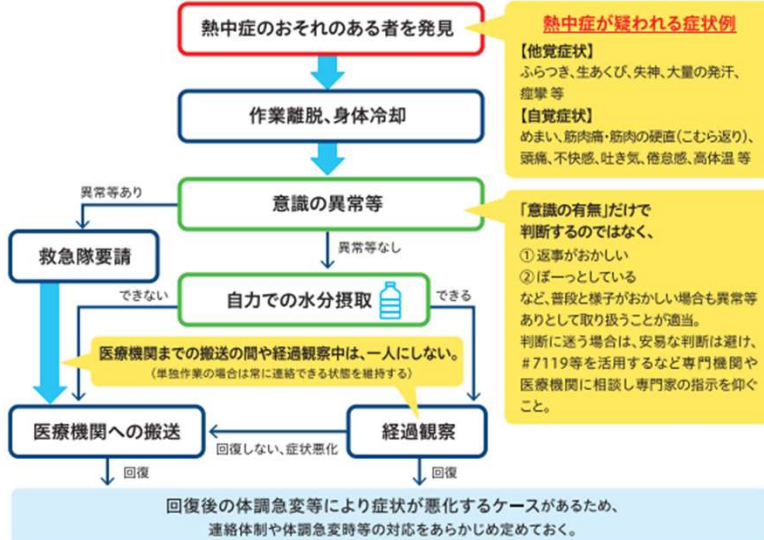
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。  
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

## 職場における熱中症対策の強化について



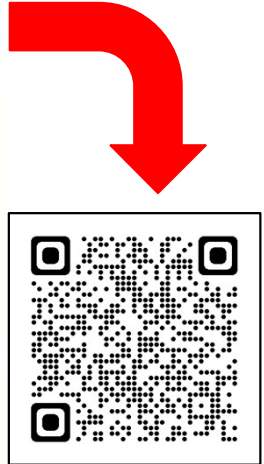
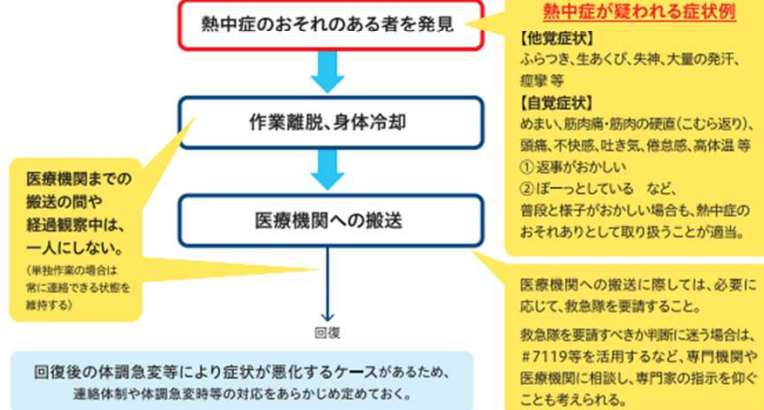
### 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



### 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。





# 4 その他参考事項 安全衛生経費の確保について

公共発注者の皆様へ

安全衛生経費の理解のお願い



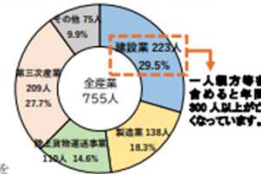
## 公共工事の発注者として 「安全衛生経費」の確保を！

●公共工事の発注において、工事の品質や納期だけでなく、現場で働く人々の安全確保も非常に重要です。特に地方公共団体として、地域社会の安全を守る責任があり、「安全衛生経費」の適正な確保に向けた取組が必要です。

### 労働災害の現状と発注者の役割

建設業界では、墜落や転落、重機による災害・事故が頻発しており、厚生労働省の統計では、2023年には建設業での死亡事故が223件となっています<sup>※1</sup>。これは全産業の中でも特に高い割合であり、国では「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(令和6年12月13日閣議決定)」等<sup>※2</sup>において、発注者にも安全衛生経費の適正な確保を求めています。

【業種別死亡災害発生状況(2023年)】



※1 出典:厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」

※2 品種法基本方針(第8,12,13 閣議決定)や建設業法令遵守ガイドラインでも、発注者に適切な取組を求めています。

### 安全衛生経費とは？

安全衛生経費とは、建設現場での労働災害を防ぐために必要な費用を指します。以下のような項目が安全衛生経費に含まれます。

これらの費用を適切に確保しない場合、現場での災害・事故リスクが高まり、工事の遅延や追加費用の発生につながる可能性があります。発注者として、安全衛生経費の適正な確保を行い、労働者の命を守る重要な責任があります。

#### 仮設設備の費用

(足場や転落防止ネットの設置)

#### 保護具の費用

- ①保護帽
- ②墜落制止用器具(銅ベルト型)
- ③墜落制止用器具(フルハーネス型)
- ④保護眼鏡
- ⑤保護手袋
- ⑥安全靴
- ⑦安全チョッキ
- ⑧防塵・防毒マスク
- ⑨防塵フィルター
- ⑩耳栓

#### 労働者への安全衛生教育費用

- ①雇入れ時教育
- ②送り出し教育の受講
- ③新規入場者教育の受講
- ④安全衛生協議会・職長会への参加
- ⑤災害防止協議会・安全パトロールへの参加
- ⑥朝礼・KY 活動・一斉清掃等
- ⑦職長・安全衛生責任者教育
- ⑧足場組立て等特別教育
- ⑨フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
- ⑩酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育
- ⑪高所作業車運転特別教育(作業床の高さ10m未満)
- ⑫職長等再教育及び安全衛生責任者教育
- ⑬フォークリフト運転技能講習
- ⑭玉掛け技能講習

安全衛生経費の理解のお願い



### 安全衛生経費を含めた適正な予定価格の設定

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の中で、予定価格を設定する際に、安全衛生経費など実際の施工に要する通常妥当な経費を適切に積算する重要性が示されています。安全対策を徹底するためにも、適正な予定価格の設定をお願いします。



### 安全衛生経費を確保する必要性

- 工事の安全性向上** 適切な安全対策が講じられ、労働災害のリスクを大幅に減らすことができます。
- 工事の品質向上** 安全が確保された現場では、作業の中断がなく、高品質な構造物を造ることができます。
- 地域住民への信頼** 安全な現場を提供することで、地域社会からの信頼を高めることができます。
- 法令遵守の徹底** 入契法適正化指針等に基づく地方公共団体としての責任を果たすことができます。



### 公共発注者に求められる役割

現場での適正な運用の徹底に向けて、公共発注者としても、以下の点に注意して推進を図ることが大切です。

- 安全衛生経費の適切な積算** 予定価格を設定する際は、安全衛生対策が実施できるようにするため、安全衛生経費を適切に積算しましょう。低価格入札の場合は、安全衛生経費が確保できているか確認をお願いします。
- 確認表・標準見積書の推奨** 発注先の元請に対し、下請との契約で「安全衛生対策項目の確認表」と「安全衛生経費を内訳明示した見積書」を活用するよう推奨しましょう。
- 安全衛生経費の周知** 地域の建設事業者に対し、安全衛生経費の重要性について広く周知し、工事関係者の意識向上を図りましょう。



### 詳細は以下ホームページでご覧下さい

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/anzenseisei.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzenseisei.html)

#### お問合せ先

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室  
電話番号 03(5253)8111(内線 24813, 24816)  
厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室  
電話番号 03(5253)1111(内線 5486)



国土交通省



厚生労働省





---

御清聴ありがとうございました。

今年(度)も御安全に！！

今回の説明内容も含め、御質問・不明点等があれば  
浦河労働基準監督署 監督・安衛課  
(TEL 0146-22-2113) までお問い合わせください。